

広島市安芸区社会福祉協議会

# 地域福祉活動 第6次5か年計画

平成25年度～平成29年度



## 地域福祉活動第6次5か年計画

発行：平成25年5月

社会福祉法人 広島市安芸区社会福祉協議会  
〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2-16  
広島市安芸区総合福祉センター 3階  
TEL.082-821-2501 Fax.082-821-2504  
E-mail: aki@shakyo-hiroshima-city.or.jp  
HP: http://shakyo-hiroshima.jp/aki/

地域福祉活動第6次5か年計画  
平成25年度～平成29年度

社会福祉法人 広島市安芸区社会福祉協議会

みんなでつくる  
ささえあいのまち

社会福祉法人 広島市安芸区社会福祉協議会

## ● 社会福祉協議会（略称：社協）とは

社会福祉法109条に定められた地域民間団体で、地域福祉の推進役として位置付けられています。地域住民やボランティア、公私の社会福祉関係者・団体の参加・協力を得ながら住民主体の理念で活動しています。

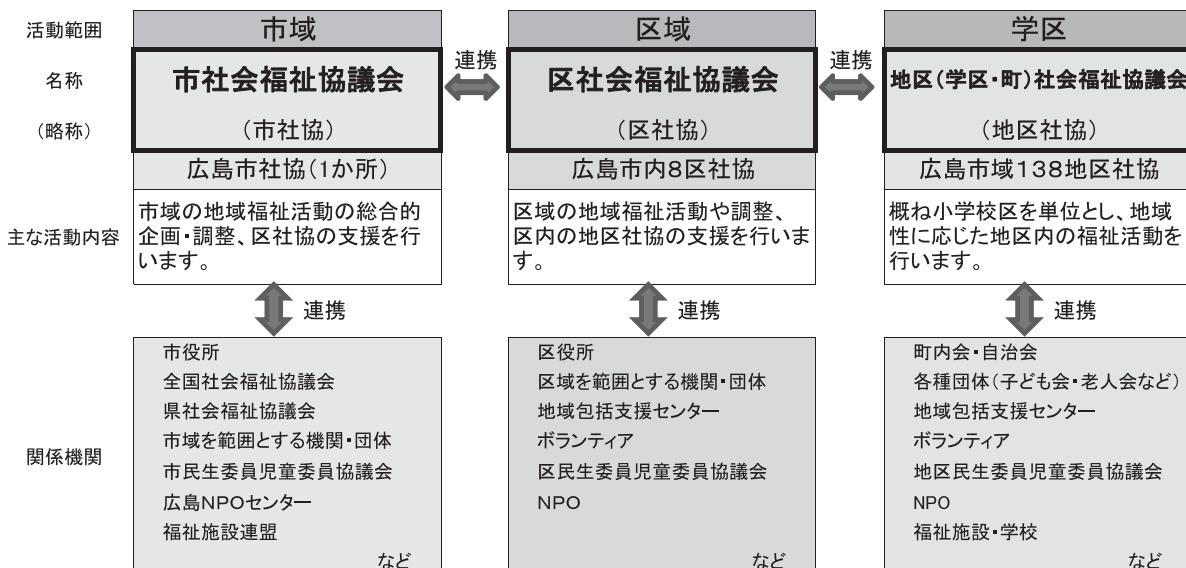
## ● 社協の性格

- ① 地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されている
- ② 住民主体の理念に基づき、地域福祉の実現を目指す
- ③ 住民福祉活動の組織化、社会福祉事業の連絡調整、企画、実施を行う
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ「公共性」「自主性」を有する民間組織

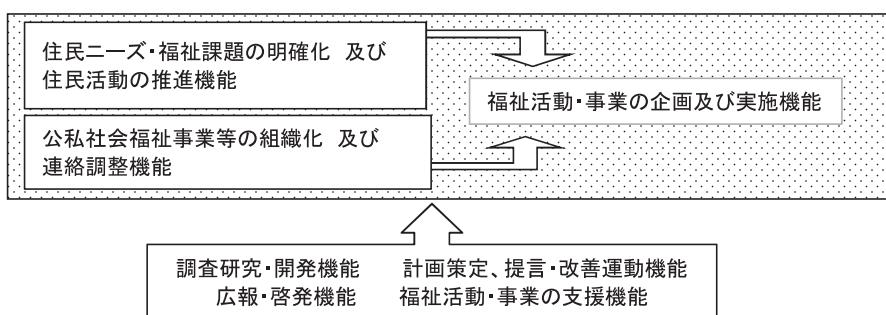
## ● 社協の基本原則

- ① 住民ニーズ基本の原則
- ② 住民活動主体の原則
- ③ 民間性の原則
- ④ 公私協働の原則
- ⑤ 専門性の原則

## ● 社協の構造



## ● 社協の機能



**広島市安芸区社会福祉協議会  
地域福祉活動第6次5か年計画 目次**

<b>第1章 地域福祉活動第5次5か年計画の総括</b>	1
1. 計画の目標	2
2. 計画推進期間中の状況・背景	2
3. 総括にあたって	3
4. 4つの基本目標に基づく総括について	3
<b>第2章 地域福祉活動第6次5か年計画策定の背景</b>	9
1. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	10
2. 進む家族の小規模化	11
3. 町内会加入率の低下	12
4. 生活困窮者の増加	12
5. 児童虐待の増加	13
6. 障害者に対する市民の理解	13
7. ボランティアや市民活動への意識の高まり	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	17
1. 計画の理念	18
2. 計画の基本目標	18
3. 計画の性格	19
4. 計画の期間	20
5. 計画の推進主体	20
6. 計画の構成	20
7. 体系図	22
<b>第4章 実施計画書</b>	25
第1の柱「たすけあいのまちをつくろう」	26
第2の柱「一人ひとりの暮らしをささえよう」	30
第3の柱「活動をすすめる体制を強化します」	34
<各章の注釈>	36
<b>資料編</b>	39
統計資料	40
広島市・区の将来人口推計	40
広島市町内会・自治会加入率	42
策定委員会設置運営要綱	43
策定委員会名簿	44
第6次計画策定の経緯（会議開催状況）	45

## は じ め に

現在、社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少、経済情勢の変化等により、家族や地域社会でのつながりやささえあいが希薄化し、これまでの制度の枠組みでは対応の難しい深刻な生活課題を抱える人の増加が社会問題となっています。

平成24年10月に、全国社会福祉協議会が示した「社協・生活支援活動強化方針」では、今日的な生活課題の解決や孤立防止に向け、住民参加による取り組みを基本しながら、さまざまな機関・団体等と協働し、重層的に相談・支援に取り組むことの必要性を強調しています。

こうした状況を踏まえ、広島市社会福祉協議会では、地域福祉の中核的な推進団体としての役割を果たすべく、「みんなでつくる ささえあいのまち」をスローガンに「地域福祉推進第7次5か年計画」を策定しました。

本会では、広島市社会福祉協議会地域福祉推進第7次5か年計画と連動する計画として、「安芸区社会福祉協議会地域福祉活動第6次5か年計画」を策定しました。

この計画は、第5次計画において各地区社会福祉協議会とともに取り組んでまいりました住民参加による協働の一層の発展を図り、安芸区の地域性に応じた取り組みと新たな社会的課題に対応する活動を進めようとするものです。

今後も、地域で安心して暮らせる、住民一人ひとりが主役となったささえあいのまちの実現を目指し、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等の地域関係団体や機関・福祉施設・ボランティア・NPO・行政機関等の参加と協力を得ながら、取り組みの着実な推進を図っていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画策定に際し、貴重なご意見をいただきました策定委員ならびに指導者の皆さまをはじめ、安芸区役所ならびに関係機関・団体の皆さんに心よりお礼を申し上げます。

平成25年3月

社会福祉法人  
広島市安芸区社会福祉協議会  
会長 中島 幸子

## 第1章 地域福祉活動第5次5か年計画の総括

# 第1章 地域福祉活動第5次5か年計画の総括

## 1. 計画の目標

広島市社会福祉協議会(以後、市社協)が策定した、地域福祉推進第6次5か年計画との整合を図り、安芸区社会福祉協議会(以後、区社協)をはじめ、地区(学区・町)社会福祉協議会(以後、地区社協)が、地域福祉を推進していく上での共通目標として設定し、それぞれの役割・機能を分担し、また協働しながら推進することを念頭に設定しました。

### (1) 計画のスローガン

『あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち』

### (2) 広島市域社協の共通計画目標（基本理念）

『地域住民や活動団体と連携・協働し、

住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること』

## 2. 計画推進期間中の状況・背景

第5次5か年計画を策定した平成19年度は、家族や地域のつながりの希薄化により様々な社会問題が生じており、社会保障・社会福祉分野では、セーフティネットの再構築や「地域で支える仕組みづくり」などの社会保障制度改革が急がれました。

計画の実施期間(平成20年度～平成24年度)では、策定時には予想していなかった社会情勢の変化がありました。平成20年9月、リーマンショックの打撃により、多くの失業者を生み出しました。この情勢下で、生活福祉資金貸付制度は、平成21年10月に大幅な制度改正が行われ、貸付対象の拡充や、担保書類等の見直しや簡素化により、新たなセーフティネットの構築で、貸付相談件数が増大し対応におわれました。

平成22年度には、安芸区社会福祉協議会設立30周年を、地域福祉活動の連携に欠かすことのできない区民児協とともに迎え、今後の協働体制の確認や、安芸区独自で日頃福祉活動に励んでおられる多くの方を共同で表彰し、感謝の気持ちを伝えさせていただきました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、市社協では、「広島市被災者支援ボランティア本部」を運営し、区社協もその一役を担い、被災地でのボランティア活動と併せて展開しました。

また、温かい志による義援金等での被災地支援の活動も、各地区で活発に行われ、多くの善意の義捐金を被災地に向けてお届けすることができました。

### 3. 総括にあたって

#### (1) 新規実施事業等の具体的な取り組みについて

新規の実施事業として6項目掲げましたが、事業の定義や具体的な取り組み方法等が曖昧で、達成度が明確にできない項目がありました。また、具体的な取り組みを細分化し、個々に取り組みを捉えましたが、大きな視点に立って取り組んだ方が効果的だった項目もありました。

#### (2) 広島市の事業や行政計画との連携・協働について

広島市が取り組んでいる事業や「地域福祉計画」などの行政計画との連携や協働を意識しながら推進しました。

行政計画で社協の役割が期待されていた、サロンづくりや相談の場づくり、困りごとへの活動づくりなどでは一定の役割を果たした一方、行政のすすめる「災害時要援護者避難支援事業」と「近隣ミニネットワークづくり推進事業」との連携は、役割分担や協力体制の構築が不十分で、課題を残しました。

#### (3) 数値目標の設定について

この計画では、自己評価の指標の一つとして、初めて「数値目標」を導入しましたが、数値がひとり歩きし、成果や課題が見えにくくなった項目もあり、数値目標の設定項目には精査が必要でした。

ここでは、数値目標の達成度だけでなく、数値に表れない中身についての到達点と課題及び今後の方針性も含めて総括しました。

### 4. 4つの基本目標に基づく総括について

#### たすけあう●基本目標：『第1の柱』 安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう

##### (1) 基本計画1 小地域でのつながりを深め福祉活動を進めよう

(到達点と課題)

「福祉のまちづくりの総合的な推進」として、市・区社協では、地区社協を実施主体とした、「新・福祉のまちづくり総合推進事業<sup>(※1)</sup>（近隣ミニネットワークづくり推進事業<sup>(※2)</sup>、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業<sup>(※3)</sup>、地区ボランティアバンク活動推進事業<sup>(※4)</sup>）」の3事業の運動を進めてきました。

「近隣ミニネットワークづくり推進事業」では、多くのネット数が報告されましたが、要項通りの事業形態では関係者との情報共有が難しく、活動が進めにくくなっていたりしたため、実体として見守り体制が機能していない地区もありましたが、地域独自の福祉委員と連携した見守り体制づくりや、近隣ミニネットワーク台帳・緊急連絡カードの世帯配布による、地域住民の安心感を高める活動を展開されている地域も増え、新たな活動の広がりを確認しました。「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」では、多くの地区社協で取り組みが広まりましたが、受け手と担い手の分化による担い手の疲弊などの

課題や、高齢者サロンの傾向が強く、幅広い課題別のサロン設置推進には検討の余地があります。「地区ボランティアバンク活動推進事業」では、ボランティアバンクの登録者は増えましたが、ボランティアバンクに相談（依頼）が入らないため活動につながらない、個別支援のコーディネートが難しいなどの理由により、活動が進まない地区もありました。このように、3事業の取り組みの運動についてはあまり広まりませんでした。

地区社協の人材確保や地区社協組織のあり方等も含め、事業を総合的に検討することが課題です。

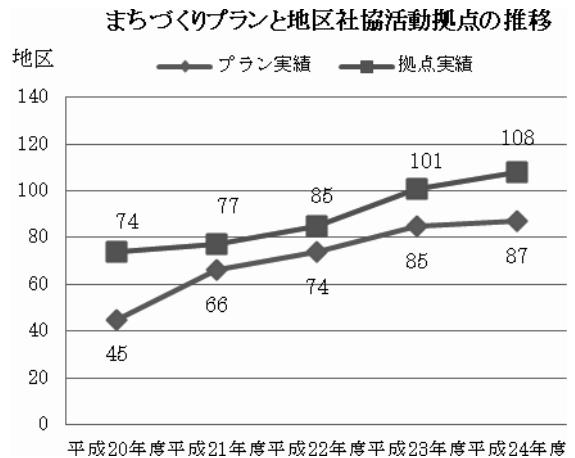
「福祉のまちづくりプラン策定事業」では、策定により地区社協の取り組みの目標が明確化し、地域の社協理解が深まる、他団体との連携が強くなるなどの成果が上がっています。また2次プラン策定に着手する地区が2地区あり、区社協・行政とともに策定委員会へ参加し、地域の課題を共有しました。

また、市社協よりプラン策定地区へ策定にかかる費用を一定額ですが助成し支援しました。

安芸区の全ての地区社協は、拠点事務所を設置し、活動されていますが、この度実施された国の「地域支え合い体制づくり事業」の助成制度の活用により、活動拠点の機能整備の拡充につながりました。

平成22～24年度は、その活動拠点の開設日数と機能に応じた助成が市社協より実施され、各拠点で運営資金として活用されました。

今後は、地域課題に多機能的に取り組むための様々な拠点の活用方法について提案させていただくとともに、拠点への常駐職員の担い手不足等、重要な問題点の解決に向けて連携していきます。



## (2) 基本計画2 安全・安心に暮らせる地域をつくるために連携していくう

### (到達点と課題)

「災害時要援護者支援のネットワークづくり」は、広島市が推進・実施する「災害時要援護者避難支援事業」<sup>(※1)</sup>と地区社協による「近隣ミニネットワークづくり推進事業」の連携を意識した対象者把握で相乗効果が期待されていましたが、二つの取り組みの混同や、個人情報の取り扱い方法による混乱があつた地区が多く、一地区に取組成果の報告を受けています。今後は、二つの取り組みの趣旨や関連を明確にしたうえで、推進の支援をしてまいります。

災害時のボランティア活動については、「区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル標準例」を作成し、市社協主宰でモデル区を指定しシミュレーションを行ない、各区で実践していくこととなりましたので、今後もシミュレーションに参加し、研鑽を重ね、非常時に備えます。

「公共交通不便・交通空白地域の交通問題に関する調査研究」は、この間、三地区が問題視し取り組まれましたが、二地区が一つの共同体として地域の足「乗合いタクシー」を、試験運行を経て本格運行にまで取り付けて、地域の期待に応えられています。しかし、運営コストの問題等、今後の課題はあります。この成功例の情報を共有し、地域の要望に向けて連携していきます。

### (3) 基本計画3 高齢の人や障害のある人たちの活動を支援しよう (到達点と課題)

区単位で行われる、「障害（児）者の季節行事の支援」については、地域の民生委員、ボランティアとつながる場としての取り組みとして継続し、年々参加人員も増加しており継続した支援は感じられますが、一部小地域行事での活動につながっていない場面もあり、これからの関わり方が課題です。

「作業所イベント等の支援」については、地区社協への要請相談や、区内大学サークル等との連携で一定の支援は可能でしたが、満足度の調査は行えませんでした。

「当事者・家族の主体的活動の支援」では、事業内容を見直し、当事者・利用者の参加が伸びた事業もあり、今後も年度ごとのニーズ把握と協力団体との連携を大事にしていきます。

また、「地域の各行事・活動への参加支援」では、高齢・障害の理解として、地域での認知症センター養成講座や市・県の障害理解講座などが行われ、機運が高まっているのは感じられますが、これからも裾野の拡充に向けての推進役としての活発な関わりの必要性を感じます。

### (4) 基本計画4 専門職や行政の力を活用しよう (到達点と課題)

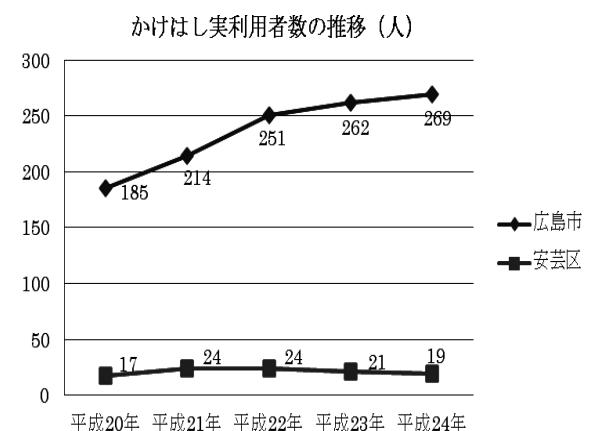
地区社協が主体的に地域包括支援センターや消防、警察等とのつながりを作り、福祉講座の開催時に「出前講座」を活用するなど様々な場面で専門職や行政の力の活用が進んでいます。

## ささえる●基本目標：『第2の柱』一人ひとりの暮らしをささえよう

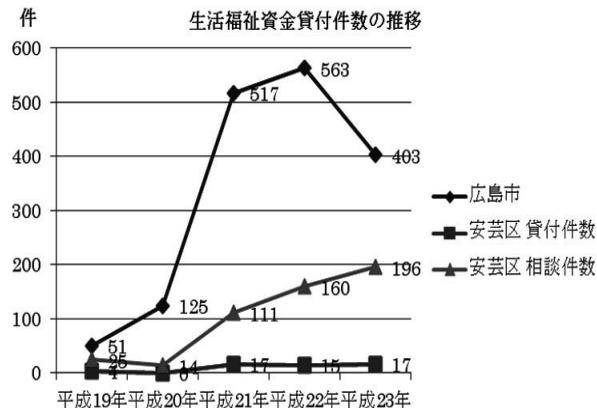
### (1) 基本計画1 社会的支援を必要とする人たちを支援し、関係機関と連携しよう (到達点と課題)

各区社協で継続して高齢者・障害者・ひとり親等の相談の受け止めを行いましたが、従来からの社協での集いは形骸化する傾向にあります。新たなニーズを受け止め、地域課題の発見やそれに対応する仕組みづくりを模索することが今後の課題です。

「福祉サービス利用援助事業（かけはし）<sup>(※1)</sup>の推進」では、安芸区においての利用者数の大きな増加は無く、生活支援員の確保について問題はありませんでしたが、この事業の周知度の高さは感じられ、今後増えるであろうニーズに対し、これからも意識していきます。福祉サービス利用援助事業等での協力により、地域包括支援センター等の相談機関の連携は進みました。弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の成年後見推進団体とも、区民向け相談会や講演会を連携して実施し、啓発活動に努めました。今後は、さらに各事業で組織レベルと言える関係性を構築し、障害者や児童分野など様々な分野の相談機関等とも連携を充実させていく必要があります。



## (2) 基本計画2 日常生活の相談援助機能を強化しよう



### (到達点と課題)

総合相談援助事業について、平成23年度に総合相談員を配置しました。9月から市内2区において、総合相談員が初期相談から契約までの作業を担うモデル事業が始まり、安芸区が参画し、事業の効率化の検証と、利用者の安心感度に貢献しましたが、福祉サービス利用援助事業に関する対応に追われ、本来機能であったはずの総合的な相談対応機能が十分に担いきれていません。

貸付事業では、生活福祉資金の制度改正により、相談件数・貸付件数が急増し、その対応に追われています。貸付に至る背景が複雑化する中、利用者の生活課題に踏み込む対応や貸付世帯が生活自立したかの検証まではできておりません、いかに当事者の生活に関与していくかが課題と感じます。

## (3) 基本計画3 社会参加（外出・移動）を支援しよう

### (到達点と課題)

高齢者・障害者等の社会参加支援のひとつである「障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」では、市社協の受託実施により障害者（児）の社会参加の促進とガイドヘルパーの福祉意識の変化などの成果がありました。しかし残念なことに、一部事業の不適正な利用実態もあり、今後とも制度の適正利用を進めるため、利用者やガイドヘルパーへの正しい利用条件を繰り返し伝えていく必要があります。ガイドヘルパーの発掘については、地区社協への依頼やボランティア講座等で発掘・養成を心がけています。また、移動支援を実施する事業所が充足する中、社協がこの事業を受託する必要性を問い合わせる時期にきています。

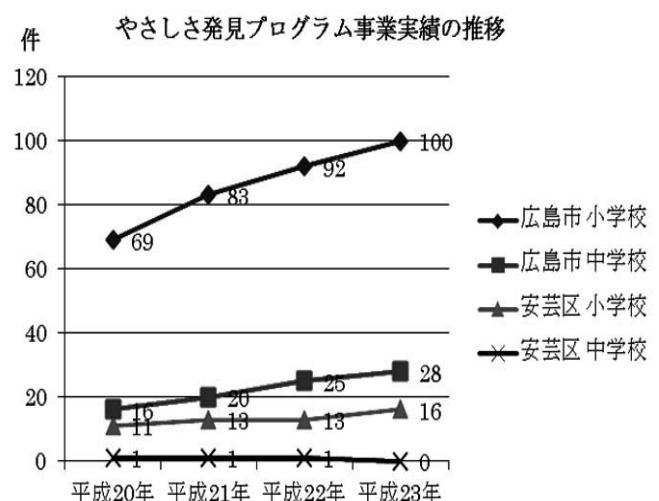
車いす貸出事業については、区内8地区社協で車いす提供を行う目標を達成でき、利用者の身になったより身近な場所で、車いすを活用していただくことが可能となりました。

### ひろめる●基本目標：『第3の柱』ささえあいの輪を広げよう

## (1) 基本計画1 福祉学習をすすめよう

### (到達点と課題)

福祉教育の推進のため、多くの学校や企業による「やさしさ発見プログラム事業」<sup>(※1)</sup>の取り組みを支援しました。小学校ではほぼ目標数をほぼ達成しましたが、中学校・地区社協では実施が進みませんでした。今後は、より学校と地域が一体的に取り組めるよう、福祉活動体験プログラムの分析・開発を市社協とともに検証して参ります。「福祉体験学習センターの人



材発掘・養成紹介では、安芸区登録ボランティアグループから、多くの協力をいただいており、幅広い活動の場につながっています。これからは地区社協のボランティアグループの養成が課題です。

また、ボランティアや区民向けには、単独では実施できませんでしたが、市社協主催の生活困窮者の増加など社会情勢に応じたさまざまな福祉講座・研修等の周知・PRに努め、意識啓発につなげました。今後さらに市民の福祉理解を広め、関心を高めていく取り組みをすることが課題です。

## (2) 基本計画2 福祉情報を広めよう

(到達点と課題)

区内全世帯を対象とした区社協広報紙「みんなの福祉」や[ボランティアセンターニュース]、登録グループ・団体・施設を対象とした「ボランティアだより」「安芸区介護者情報」を発行し情報提供や福祉啓発を行った。また、市社協ホームページを活用し、区社協ページや、図書資料やボランティアグループのデータベース、地区社協情報を掲載するなど、内容を充実させ福祉情報収集・提供機能を強化しました。新聞社等にも情報提供し、発信を行うことにより区民への啓発に努めましたが、今後は情報が届きにくい人への情報提供方法や内容など、工夫する必要があります。

## (3) 基本計画3 ささえあいの活動を広めよう

(到達点と課題)

多様なボランティア養成講座やボランティア相談調整を実施し、多くのボランティアが登録・活動しています。ボランティア活動の入門から実践までの学習を行う「ボランティア大学」も10回目を迎え、参加者のボランティア活動に繋がってはいるものの、参加人数が伸びず、周知方法や開催時期等の検討が必要です。地区ボランティアバンクコーディネーター(調整役)の研修を実施しバックアップしましたが、コーディネーターが兼務であったり、地域でのニーズ不足等により、活動しきれていないのが現状で、今後も区域・地区社協域で連携しながら個別支援できる人材の発掘と養成、頼みやすい仕組みづくりを勧めていくことが課題です。福祉イベントの企画・実施については、これまでの「ボランティアまつり」を開催していますが、新しいイベントに向けての動きは作れませんでした。

## (4) 基本計画4 さまざまな団体とつながろう

(到達点と課題)

目標としていたボランティア推進機関や、団体との定期的な情報交換会は、開催に至っていません。相互が協力し合い、活動できる関係作りにおいても、体制作りに取り組みます。「子育て支援機関・団体のネットワークづくり」は、広島市の行政機関主体で行われており、その委員会に区社協も参画し、子育て環境づくりに協力しています。年10回開催している既存の「安芸区ボランティアグループ連絡会」を活用し、今後もさまざまな団体とのネットワークづくりを進めるとともに、より福祉ニーズの高い世帯や新たな福祉ニーズへの対応についての検討が課題になります。また、社協自身が様々な団体と「つながる」だけでなく、「つなげる」必要性も再確認したいと思います。

## ととのえる●基本目標：『第4の柱』活動をささえる仕組みを整えます

### （1）基本計画1 活動財源の確保に努めます

（到達点と課題）

活動を支える財源として、賛助会員やまごころ銀行などの寄付金の募集拡大強化のため、地道に賛助会員の加入を依頼し理解を求め、ご協力をいただき、なんとか平成23年度は持ち直しましたが、まごころ銀行の寄付金実績は減少しています。

共同募金会安芸区分会では、区民への協力と理解を求めるため、平成22年より「安芸区民まつり」で、各委員の協力を得て街頭募金活動を実施しておりますが、全体的な底上げには至っていません。

今後は、より市民に分かりやすい寄付の募集方法の検討と、地区社協組織の基礎につながる町内会加入の促進を広島市へ要望する必要があります。

賛助会員・まごころ銀行の収入状況 (円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
賛助会費	951,000	882,000	821,000	946,000
まごころ銀行(寄付)	1,306,860	805,219	611,471	243,400

### （2）基本計画2 事務局体制の整備・強化に努めます

（到達点と課題）

市社協において平成21年度に職員研修体系を作成、それに沿って職員研修を実施し、各区職員が参加し地域福祉活動の推進役となるべき資質向上を図っております。

また、社会福祉士等専門職や総合相談員も配置され、福祉活動推進体制や相談事業体制の充実強化が図られていますが、今後は非正規職員の正規職員化など、事務局体制の更なる充実強化が課題になっています。「災害時の活動体制の整備」につきましては、区独自の訓練等は実施できていませんが、市社協主体で、災害時のボランティアセンターの立ち上げや機能の理解に向けた、体験型「災害ボランティアセンター・シミュレーション」を各区で開催し、それに参加して、区内での災害時の体制づくりに向けて準備しています。

### （3）基本計画3 組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

（到達点と課題）

「指定管理者制度への対応検討」について、区社協は7施設の指定管理者となって管理業務を行っていますが、その施設の殆どが地区社協の拠点事務所が併設されており、地区社協がその管理業務も行うことでのより設置目的に複合した一体的・効率的な施設運営の可能性を探り、平成21年度の次期指定管理公募に向けて検討を行いました。

しかし、市内での同様な実績や情報もなく、地区からの申請も無いまま、これまで通り区社協が指定管理者となり管理運営していましたが、平成25年度の次期公募に向けて、地区社協から要望があり、平成23・24年度に指定管理応募に向けた実地研修会を開催したところ、応募に向けて検討されている地区があります。なお、次期公募時に地区からの申請がなかった場合は、これまでどおり地域福祉活動の拠点として活用していただくためにも、区社協が応募申請します。

## 第2章

### 地域福祉活動第6次5か年計画策定の背景

## 第2章

# 地域福祉活動第6次5か年計画策定の背景

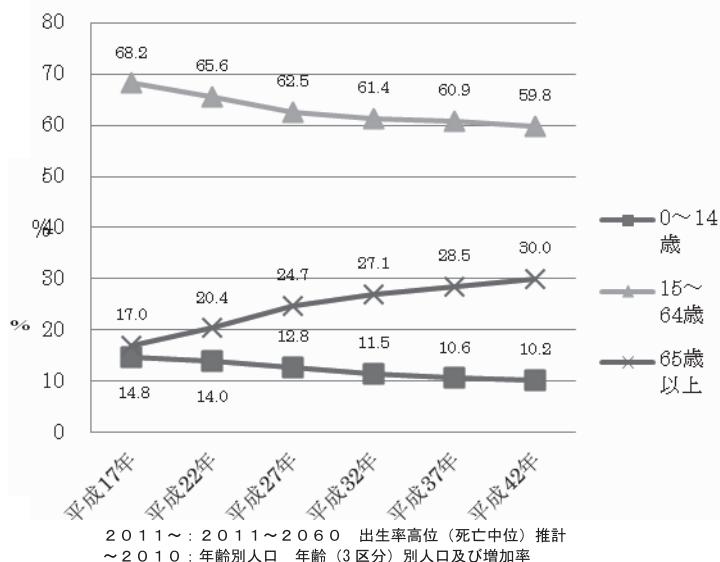
### 1. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

私たちの社会では、急速な勢いで少子高齢化が進み、平成17年から人口が減少していく社会となっています。

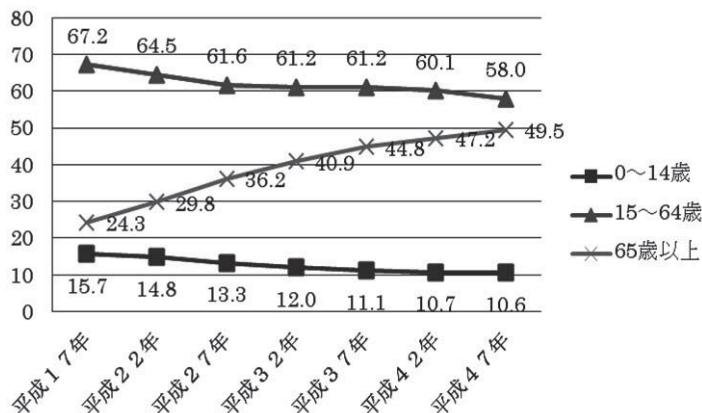
広島市では、昭和50年(1975)に、24.3%だった0~14歳の年少人口比率も、平成22年(2010)には14.0%になり、平成42年(2030)では10.2%になると推計されています。

一方、65歳以上の老人人口は、平成22年(2010)には20.4%でしたが、平成42年(2030)には人口の30%を超える、3人に1人が高齢者という社会になると推計されています。 [図1]

[図1] 【広島市】 将来人口推計(3区分)



[図2] 【安芸区】 将来人口推計(3区分)



[国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口  
(平成20年12月推計) 市町村別男女5歳階級別データ

安芸区の総人口は、平成24年(2012)まで微増ですが人口増の傾向にあります。高齢化率も広島市の平均より早い比率で上昇しており、地域によっては、急速な高齢化が予測される心配な地域もあります。(この数値は資料編「統計資料」40ページをご参照ください。)

安芸区の年少人口比率は、平成22年(2010)には14.8%でしたが、平成27年(2015)には13.3%となり、以下右肩下がりと推計され、一方、65歳以上の老人人口比率は、平成22年(2010)は29.8%と、広島市の平均より9.4ポイント上回っており、平成42年(2030)には広島市平均より17.2ポイント上回り、平均比率47.2%になると推測されています。 [図2]

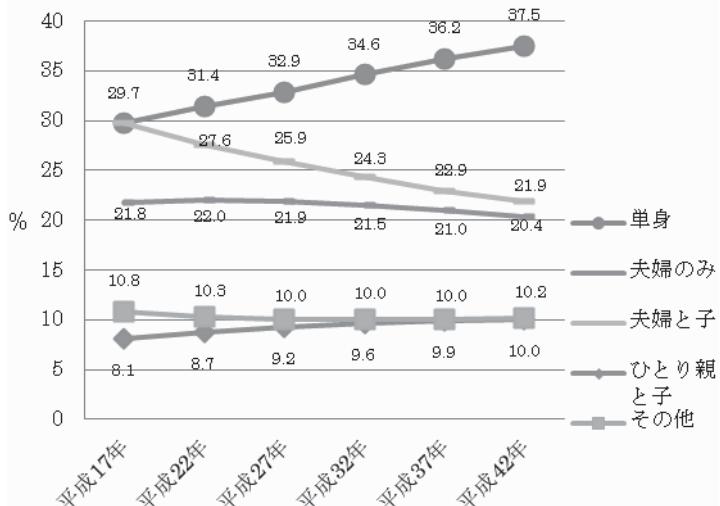
## 2. 進む家族の小規模化

少子高齢化と並行して、夫婦と子どもの世帯、3世代同居などが減少しています。広島県でも単身世帯の割合が平成17年(2005)には29.7%、平成22年(2010)には31.4%であり、平成42年(2030)には37.5%にまで増加する予測され、家族構成の小規模化がみられます。[図3]

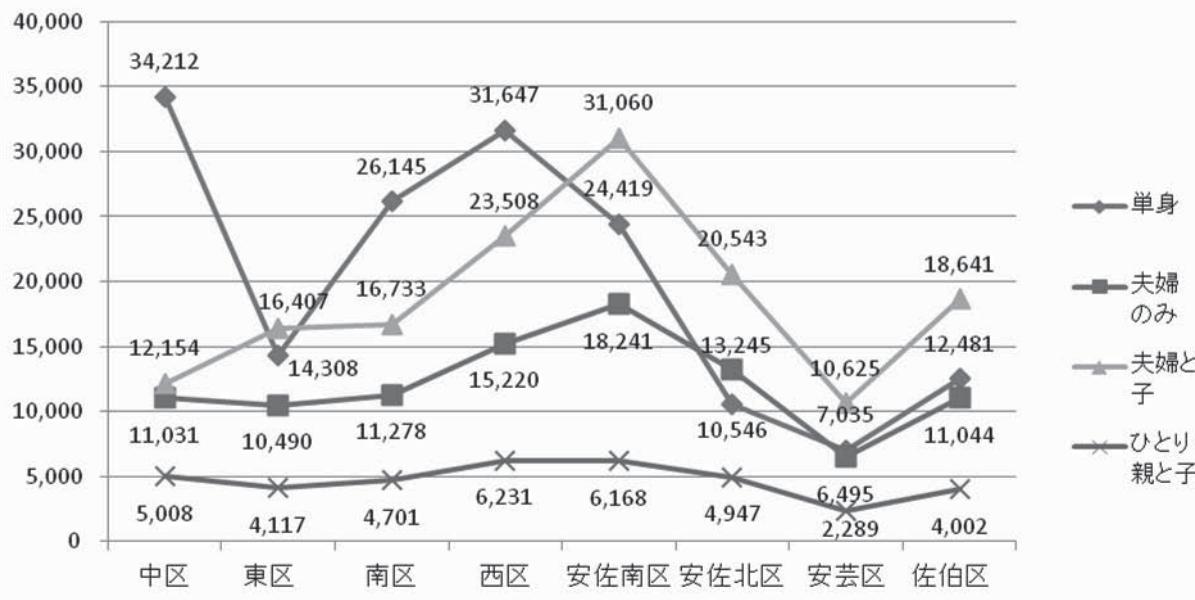
広島市での単身世帯の割合は、平成17年(2005)には29.5%、平成22年(2010)には31.2%で、平成42年(2030)には37.4%になると推計されています。

また、世帯主が65歳以上の高齢者世帯に限ってみると、単身世帯と夫婦のみの世帯が平成22年(2010)では、合わせて63.7%で半数以上を占め、今後も単身世帯の増加が予測されています。

[図3] 【広島県】家族類型別一般世帯の推移



[図4] 区別家族類型別世帯数

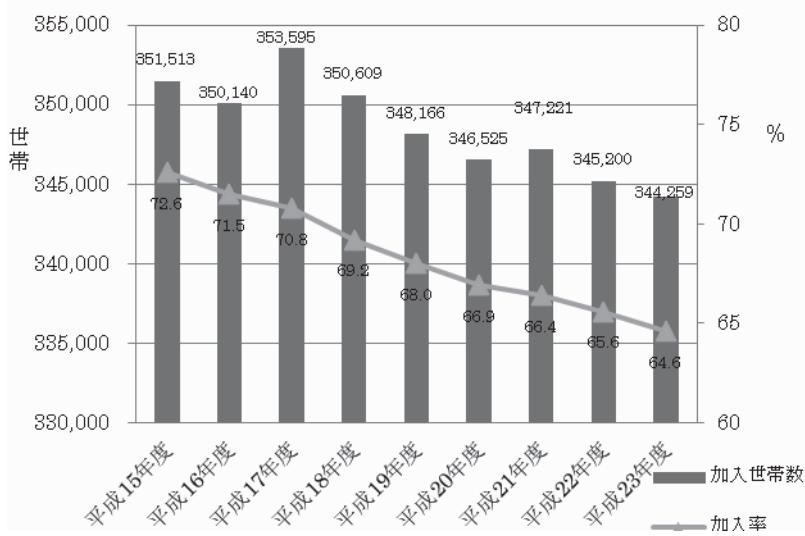


平成22年(2010)の国勢調査では、安芸区の全世帯33,338世帯の内、グラフに示すとおり、小規模世帯が26,444世帯で、全世帯の79.3%と家族構成の小規模化が進んでいます。[図4]

また、少子化や単身世帯の増加には、晩婚化や非婚(生涯結婚しない)化も直接的な要因になっています。これに関連し、一人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は、平成23年(2011)は1.39人で近年横ばい傾向が続き、少子化の一因になっています。

### 3. 町内会加入率の低下

【図5】【広島市】町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移



す。[表1]

【表1】【安芸区】町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移

安芸区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
加入率	76.1%	74.4%	71.9%	71.1%	70.8%	70.3%	69.4%
全世帯数	30,765	31,527	32,217	32,879	33,150	33,338	33,601
加入世帯数	23,410	23,470	23,160	23,368	23,473	23,420	23,326

(各区の数値は資料編「統計資料」42ページをご参照ください)

### 4. 生活困窮者の増加

平成20年秋のリーマンショック以降、多くの離職者が生まれ、特に稼働世帯<sup>(※1)</sup>と高齢者世帯において、生活保護の受給が増えています。

相対的貧困率<sup>(※2)</sup>の上昇に並行し、子どもの貧困率<sup>(※3)</sup>も上昇ってきており、子育て世帯の経済状況は厳しい状況になっています。[図6]

一人親世帯の場合は一層厳しく、平成21年度の相対的貧困率は50.8%という高い値を示しています。

広島市では、町内会・自治会の加入率の低下が進んでいます。

平成17年度には353,595世帯(70.8%)が加入していましたが、平成23年度は344,259世帯(64.6%)と大幅に減少しています。[図5]

安芸区でも、平成17年度では23,410世帯(76.1%)から、平成23年度には世帯数は増加しているのに、加入率は69.4%と広島市とほぼ同水準で減少しており、地域コミュニティを形成していた各種団体の加入者も減少していると考えられま

【図6】【全国】貧困率の年次推移

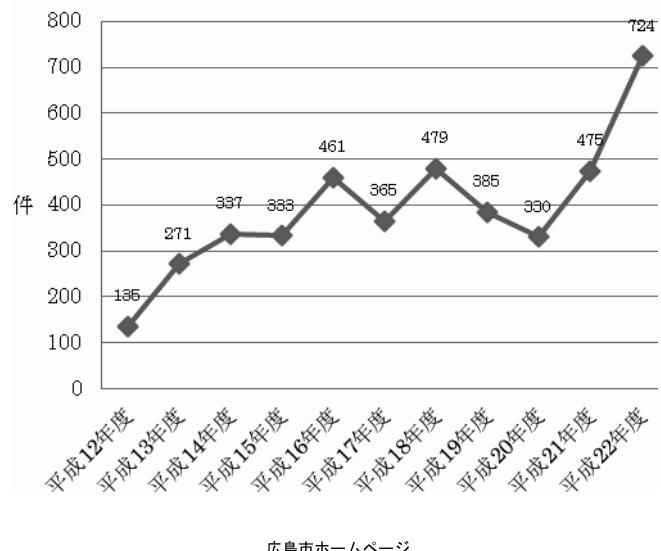


## 5. 児童虐待の増加

このような中で、児童虐待の通報件数は、平成20年度には一旦減少したものの、平成21年度からは増加に転じています。[図7]

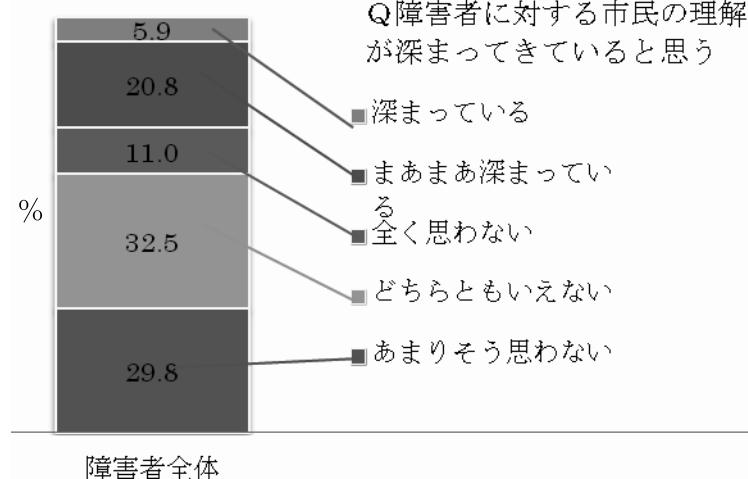
高齢者・障害者への虐待、DVなども無視できない問題です。

[図7] 【広島市】児童虐待相談・通告件数推移



## 6. 障害者に対する市民の理解

[図8] 【広島市】障害者に対する市民の理解



広島市における障害者に対する市民の理解が深まっているかという障害者理解については、障害者全体ほぼ40%の方が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しており、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者でも、ほぼ39%の方が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しており、障害や障害者についての更なる理解の促進が求められています。[図8]

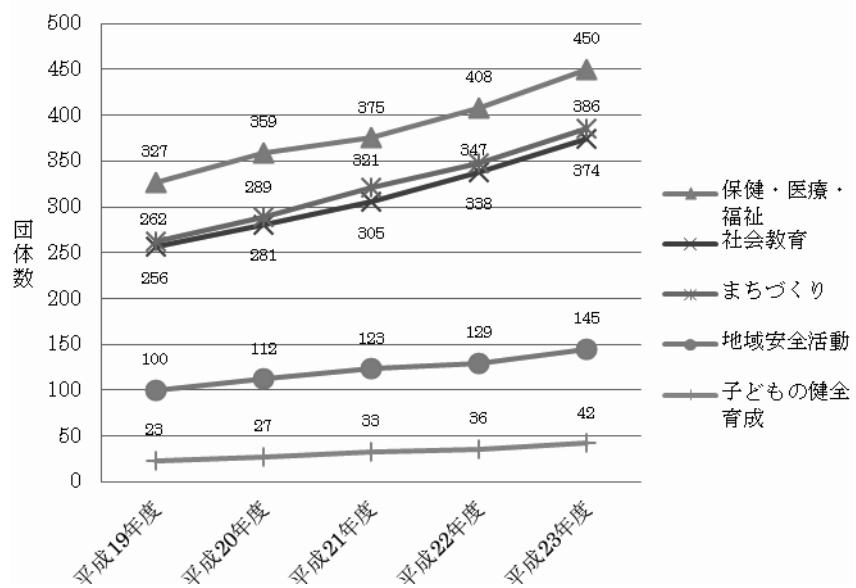
## 7. ボランティアや市民活動への意識の高まり

このような状況においても、ボランティアやNPO活動、市民活動等への参加者数は年々増加してきています。平成23年度 国民生活選好度調査（調査対象：全国に居住する15歳から80歳未満の男女4,000人）ではボランティア活動、NPO活動、市民活動等への参加経験者は24.6%であり、4分の1の人が何らかの活動に参加したことがあるという結果が出ています。

また、同調査によると、これらの活動への参加に関する今後の意向については、「自ら参加したい」、「今後はもっと活動を増やしたい」と答えた割合は、平成22年度は46.5%、平成23年度は50.3%で増加しています。

安芸区社協に登録しているボランティア数も、平成20年度656人だったのに対し、平成23年度には765人にまで増加しており、ボランティア活動と市民活動への意識の高まりは伺えます。

【図9】【広島県】福祉・地域関連分野のNPO法人数推移



また、社会の多様なニーズに応えた社会貢献活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)の団体数は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり等に関する分野で大きな伸びを見せていました【図9】

安芸区においても、平成16年(2004年)から団体設立され始め、現在では16の団体を数え、そのうち10の団体が保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり等の活動を行われており、今後の連携が課題です。

内閣府ホームページ  
特定非営利活動法人の活動分野について（平成24年9月30日現在）  
定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答）

東日本大震災等により、助け合いやボランティアへの関心が高まり、ボランティア数、NPO法人数の増加が見られ、市民活動がより盛んになっていくことが期待されます。

広島市でも家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識の低下が見られ、人と人とのつながりが希薄化していることが考えられます。安定した生活を送る人がいる一方、社会関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊や、低迷する経済情勢による雇用不安などにより、経済的・社会的な格差が広がってきており、複合的な生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増えてきています。

また、人々の考え方が多様化し、公的制度やサービスを積極的に活用しようとする人がいる反面、使える制度やサービスがあっても使わず、生活の維持が困難となり、自身の健康や安全までも損なわれるセルフネグレクトに陥ってしまう人もいます。

これらの問題に対して、これまでの社会保障制度の枠組では十分対応できなくなっていました。特に、家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機関の支援だけでは不十分で、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要です。幸いなことに、ボランティア活動をはじめ、地域活動に参加しようとする人は増加しており、地域でさまざまな取り組みが展開されています。

このような動きをすすめていくためには、行政機関をはじめ、専門機関・施設、地域組織、NPO団体などのネットワークを形成し、協働体制を構築して、地域で問題の改善・解決を図る社協の役割がますます大きくなっています。

そこで、区社協は、第5次計画の内容を継承しつつ、現在の情勢を反映し、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合う計画として地域福祉活動第6次5か年計画を策定しました。



## 第3章

### 地域福祉活動第6次5か年計画の基本的な考え方

## 第3章

# 地域福祉活動第6次5か年計画の基本的な考え方

### 1. 計画の理念

誰もが、住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせる、ささえあいのまちづくりを、住民一人ひとりの力と、地域や社会が力を合わせ、実現していくことを理念とします。

地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった  
『ささえあいのまち』をつくること。

ひとりでも多くの皆さんに参加してもらい、一緒になって、幸せなまちづくりを進めるために「みんなでつくる ささえあいのまち」をスローガンに掲げます。

スローガン：『 みんなでつくる ささえあいのまち 』

### 2. 計画の基本目標

#### (1) 福祉のまちづくりをすすめます

安芸区の地区社協を実施主体として取り組んできた「福祉のまちづくり事業」を継承し、行政・専門機関等との連携を強化し、地域の福祉力を高め、新たなつながりを形成しながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを、計画的に取組むために提案します。

#### (2) 福祉活動への住民参加をすすめます

さまざまな活動場面づくりと福祉教育により、社会全体の福祉への意識や関心を高めるとともに、住民活動やボランティア活動を支援し、福祉活動への住民参加をすすめるよう計画します。

### (3) その人らしい暮らしを支援します

高齢者や障害者の権利擁護や社会参加の取り組みを継続し、住み慣れた地域で孤立することなく、その人らしい日常生活が送れるよう支援します。

### (4) 住民の福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります

行政、専門機関・団体、民生委員児童委員協議会(※1)、NPO等と連携して、住民の福祉ニーズを把握・集約し、課題解決につなげる仕組み（場）づくりを行います。

### (5) 活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります

市・区社協の人的・財政的等組織基盤の整備を図ります。

また、安芸区の地区社協は、活動拠点を整備していますが、その活動費や維持管理費については、市社協からの助成金が大きなウエートを占めています。財政状況が不安定な折、その助成金捻出等が不確実になってきた場合は、区社協独自の支援方法を協議します。

## 3. 計画の性格

### (1) 安芸区の皆さまへの「呼びかけ」としての計画

この計画は、地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった『ささえのまち』をつくるために必要な課題の解決に向けて、計画的に取組むために、区社協が提案する計画です。

### (2) それぞれの地域での活動を原点とする計画

それぞれの、より身近な地域で、「つながり」から生まれる支え合い活動やたすけあいの取り組みを原点とし、支援する計画です。

### (3) 社会福祉協議会の「活動指針」となる計画

この計画は、広島市の行政計画の「広島市地域福祉計画」と連携・協働し、市社協が策定する地域福祉推進第7次5か年計画（平成25年度～平成29年度）との整合を図り、区社協や地区社協の方針や、発展・強化の道筋を明らかにするものです。

## 4. 計画の期間

本計画は平成25年度～平成29年度（5か年）の実施期間とします。

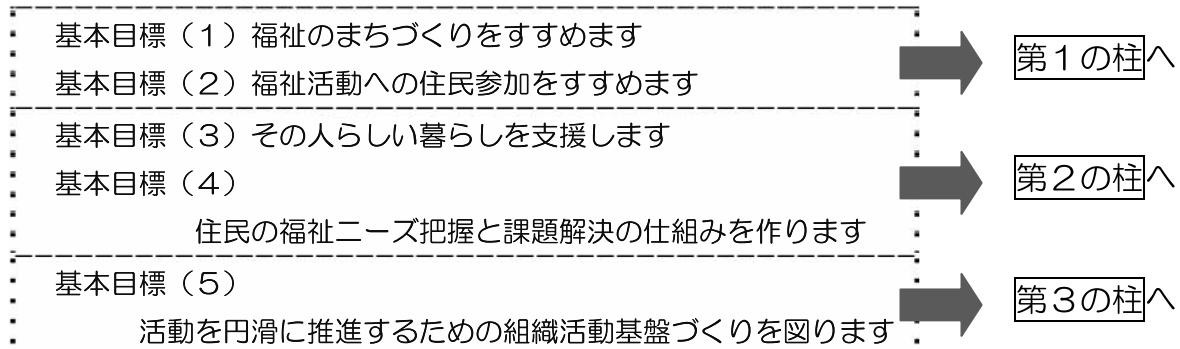
本計画の進行管理や、情勢変化による新たな課題へ対応するため、中間年である平成27年度に、策定委員会が中心となり、中間見直しを行います。

## 5. 計画の推進主体

この計画は、区社協が中心となって、地区社協をはじめとする構成団体や、地域福祉に関係のある、さまざまな機関・団体と協働しながら計画的に進めています。

## 6. 計画の構成

5つの基本目標をもとに、計画を大きく3つの柱で構成しました。



### 第1の柱　『つながる・たすけあう』　たすけあいのまちをつくろう

たすけあいのまちづくりをすすめるため、地域で人と人、組織、団体とのつながりや住民参加により福祉活動を充実していくことを目指す柱です。

この柱は、小地域福祉活動やボランティア活動、福祉教育への取り組みを中心に構成しています。

### 第2の柱　『うけとめる・つなぐ』　一人ひとりの暮らしをささえよう

一人ひとりの暮らしをささえるために、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かしてつないでいくことにより、課題解決を目指す柱です。

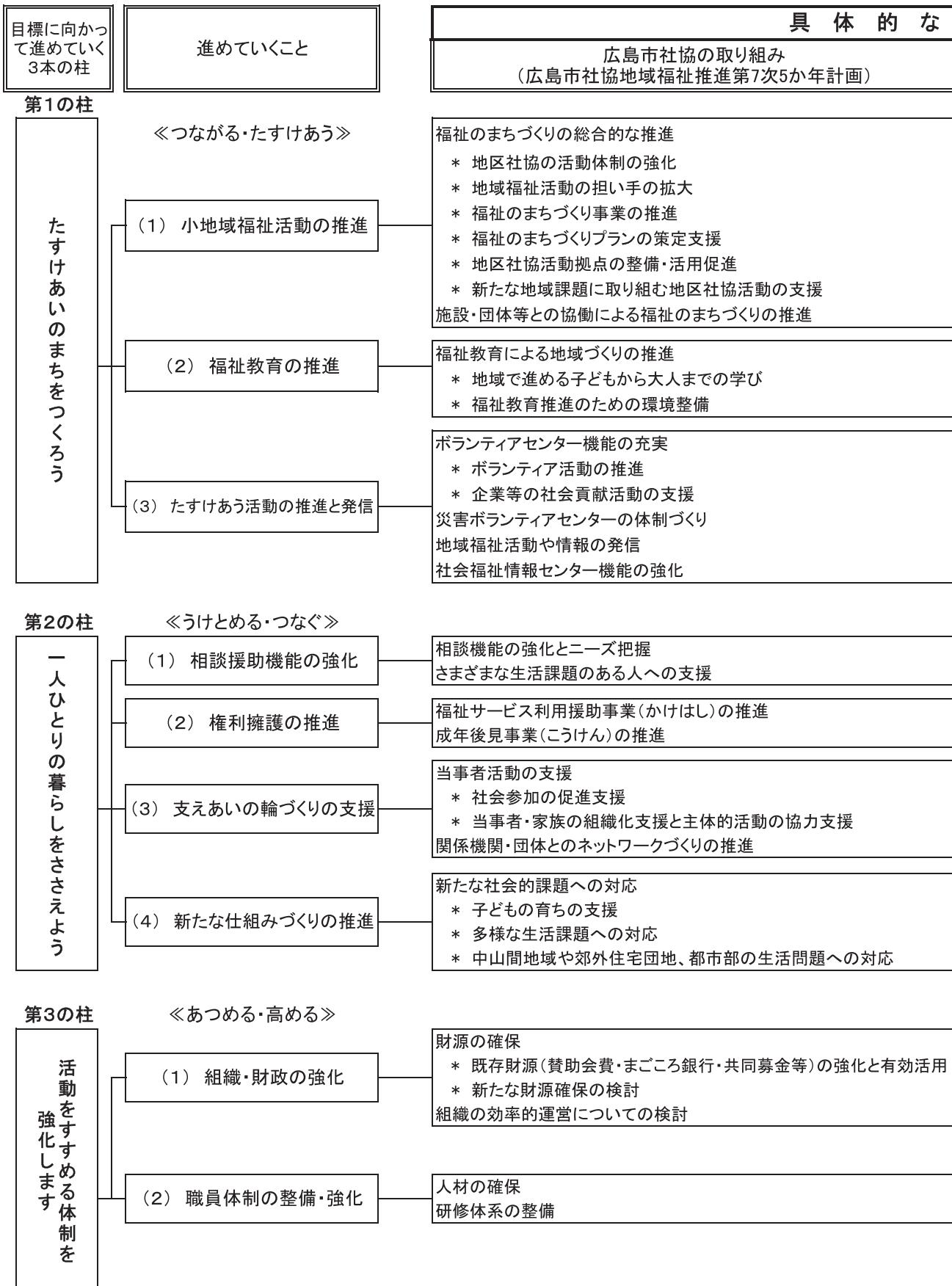
この柱は、相談機能や個別支援を通じた活動やつながりづくりのほか、新たな社会的課題への対応を中心に構成しています。

### **第3の柱　　《あつめる・高める》　　活動を進める体制を強化します**

第1の柱、第2の柱にある活動を組織的に推進していくための、安芸区社協の基盤づくりの強化を目指した柱です。

この柱は、財源や人材の確保を中心に構成しています。

## 7. 体系図



## 取り組み

### 安芸区社協の取り組み (安芸区社協地域福祉活動第6次5か年計画)

### 地区社協に期待される取り組み

地区社協の情報収集及び課題整理  
地域福祉活動の担い手の拡大  
福祉のまちづくり事業の推進  
第2次福祉のまちづくりプラン策定への協力  
地区社強活動拠点運営への支援策の検討  
地域課題への先駆的活動へ協力支援  
有償生活支援の推進  
福祉施設と地区社協の協働事業の開催支援

福祉のまちづくり事業の体系的実施  
見守り活動の取り組み  
地区課題の整理と対応体制の取り組み  
災害時要援護者避難支援事業との連携  
第1次福祉のまちづくりプランの推進  
及び第2次プランの策定  
施設や地域包括支援センターとの連携

学校・地域でのやさしさ発見プログラム事業の活用推進  
福祉活動体験サポーターの発掘

やさしさ発見プログラム事業の活用  
住民福祉講座等、学習会・研修会の活用

各種ボランティア入門・養成講座の開催とグループ化  
企業等の社会貢献活動の支援  
災害ボランティアセンターの体制づくり  
各種ボランティア情報の発信  
安芸区ボランティアセンターの機能の強化

地区ボランティアバンク活動の推進  
区ボランティアセンターとの連携  
地区内の関係機関・団体等との協力体制づくり

相談窓口の機能強化と広報  
さまざまな生活課題のある人への支援

地区社協拠点事務所を活用した相談受付  
区社協との連携

福祉サービス利用援助事業(かけはし)への協力  
成年後見事業(こうけん)への協力

利用者の見守り、支援への協力  
区社協との連携

社会参加の促進支援  
当事者・家族の組織化支援と主体的活動の協力支援  
関係機関・団体とのネットワークづくりの推進

相談受付  
区社協との連携  
地域での居場所づくりの協力

子どもの育ちの支援  
課題別・テーマ別検討委員会・研修会への参画  
地域課題情報収集会議の開催

子どもの居場所づくり  
地区でのニーズ把握、情報収集への協力  
地域の生活課題(足・買物等)を考える会づくり

共同募金テーマ募金の情報提供、報告会の開催  
区社協賛助会費の活用策検討  
まごころ銀行等寄付金募集のPR強化  
効率的な事務局運営について検討

共同募金テーマ募金の活用  
世帯会費の見直しや賛助会費の検討  
バザー等新たな財源確保の検討

事務局の職員体制の整備  
研修体系の整備  
指定管理施設職員の研修実施

区社協との連携



## **第4章 実施計画書**

---

---

## 第1の柱 『たすけあいのまちをつくろう』

### つながる・たすけあう

家族の小規模化や地域の各種団体の加入率の低下に見られる地域共同体意識の希薄化などから、家族や地域で助け合う力や地域でのつながりが弱くなり、地域で孤立してしまう人の増加が社会問題化しています。これに加え、収入の減少や失業等による生活困窮世帯の増加により、既存の制度やこれまでの地域での見守りでは解決が困難な、さまざまな生活課題を抱える人が増えてきています。

～ここでの『つながる』とは、たすけあいのまちをつくるために、地域での人と人、組織、団体とのつながりにより福祉活動を充実していくことを意味しています～

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の概括から)

#### ● 小地域福祉活動

昭和62年から地域の実情に応じて「福祉のまちづくり事業」に取り組み、新・福祉のまちづくり総合推進事業(近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業)の3事業に総合的に取り組んできました。見守りを中心とした近隣ミニネットワークづくり推進事業では、個人情報保護法施行後、情報収集や関係者との情報共有、連携が難しいなど、3事業の連動による相乗効果が十分に発揮されないといった課題が残りました。

一方、地区社協が中心となり策定した福祉のまちづくりプランや第2次プランの策定により、地域の人々の声を反映した福祉のまちづくりが進められています。

#### ● 福祉教育

平成元年から小中高等学校と併せて地区社協や福祉施設を指定する、総合指定方式<sup>(※1)</sup>の福祉教育推進事業に取り組んできました。その後、平成18年度から3年間、新たな推進方策として「体験！発見！！ほっとけん！！！やさしさ発見プログラム事業」をモデル事業として試行し、平成21年度から本格実施するに至りました。体験学習を中心としたプログラム型の福祉教育と、総合指定方式の福祉教育の両方の良さを活かした福祉教育のすすめ方について、市社協とともに検討していきます。

#### ● ボランティア活動

近年の大規模災害等により、たすけあいの意識が高まり、福祉に関わるボランティアやNPO等の団体が増えています。区でボランティア養成講座やボランティア相談・調整等を行っており、多くのボランティアが登録・活動しています。地区ボランティアバンクにおいては、登録者は増えましたが相談(依頼)が入らないために活動につながらなかったり、また個別支援のコーディネートの難しさや、区ボランティアセンターと地区ボランティアバンクの連携等にも課題が残りました。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取組みを進めます…

- 視点■
  - ◆ 小地域福祉活動の基盤づくりや取り組みの強化を進める
  - ◆ 福祉教育の取り組みの内容充実を図る
  - ◆ 福祉ニーズに対応するため、区民によるたすけあい活動を推進する
  - ◆ 福祉サービスを必要とする多くの区民に福祉情報を届ける

## 第1の柱—(1)小地域福祉活動の推進

### 【目標】

- たすけあいのまちをつくるため、市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。
- 地区社協の人材育成や体制整備を通して、継続的かつ安定的な地区社協の運営ができるよう支援します。
- 地区社協による先駆的活動や開拓的な取組みを支援し、地区社協活動の新たな展開を支援します。
- 施設・団体等との協働による小地域におけるたすけあいのまちづくりが進むよう支援します。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等
福祉のまちづくりの総合的な推進	
* 地区社協の情報収集及び課題整理	<p>地区社協の実情やニーズの把握に努めるため、地域のケア会議やネットワーク会議へ出席します。</p> <p>地区社協の実践機能、連絡調整機能、企画立案機能の強化を支援します。</p> <p>また、地域課題が潜在化することなく対応する活動など、活動推進のための研修会を市社協と開催します。</p>
* 地域福祉活動の担い手の拡大	<p>地区社協における福祉委員の位置付けや役割を整理し、見守りを中心とした体制などのモデルづくりを行います。</p> <p>また、地域福祉活動への新たな担い手の発掘や、参画の仕組みを安芸区ボランティアセンター運営委員会やボランティアグループ連絡会等で検討し、提案していきます。</p>
* 福祉のまちづくり事業の推進	<p>地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業3事業（近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク）が相互に関連した取り組みになるような仕組みをつくります。</p> <p>近隣ミニネットワークづくり推進事業では、「見守り台帳」や「緊急連絡カード」の配布や一帯的な地域での把握や見守り活動が広がりを見せ、地域生活の安心度が高まっています。</p> <p>これからも、日常的な見守り体制づくりの広がりの推進と、課題である災害時要援護者避難支援事業と一帯的な推進を目指し、先進地区の活動や取組などの研修会を開催します。</p> <p>住民が福祉課題に気付き、福祉的な視点でまちづくりをすすめるための啓発活動やまちづくり3事業の情報共有の場づくりを行い、専門機関や団体等との連携による課題解決を目指します。</p>
* 福祉のまちづくりプランの推進 * 及び第2次プランの策定への協力	<p>福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、地区社協の福祉のまちづくりプランに基づいた取り組みの支援をします。</p> <p>策定済みの地区社協へは、2次プラン以降のプラン策定への協力をします。（※2次プラン未策定地区6地区）</p>
* 地区社協活動拠点運営への支援策の検討	<p>安芸区では、福祉センターや老人いこいの家が活動拠点として、多く使われております。これからも使いやすい活動拠点を目指し、次期指定管理への応募を検討していくとともに、運営コストの問題について区独自の助成等も検討し、拠点機能の整備を図れるよう支援します。</p>
* 地域課題の先駆的活動への協力支援	<p>福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題に対応する先駆的活動や、工夫した取り組みについて、情報提供や地区社協の交流を行い、活動の波及を図ります。</p>
* 有償生活支援の推進	<p>一人暮らし高齢者世帯等への、具体的な生活支援への対応として取り組んでいるお手伝い活動ですが、これまでの活動との区分けの難しさ等の問題が挙げられています。しかし、これからも増えるであろうニーズに対応するために、要領等の見直しを進め活動の普及を図ります。</p>
福祉施設と地区社協の協働事業の開催支援	施設・団体の専門性を活かしつつ、地区社協と協働した活動ができるよう情報提供等を行います。
	地区社協 福祉施設

## 第1の柱—(2)福祉教育の推進

### 【目標】

- ・ 子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉理解と関心を高め、意識や行動の変化を促します。
- ・ 地域や教育機関との連携を強化し、より効果的に福祉教育を進めます。
- ・ 福祉活動体験学習のプログラムメニューを充実させ、幅広い年代や団体による取り組みを目指します。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等
福祉教育による地域づくりの推進	
* <u>学校・地域での「やさしさ発見プログラム事業」の活用促進</u>  地域、学校、企業、団体等との連携により、「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育を一層広めます。 また、社協活動の全般を通じ、福祉について学び、たすけあいの心を育む働きかけを進めます。 <u>これらの取り組みを進めるため、市社協との利用しやすい効果的な学習プログラムメニューの開発により、身近な学習の場としての広報に努めます。</u> 子どもたちの福祉についての学びを充実させるため、市社協とともに保護者や教員向けの研修の機会を充実させます。また、福祉教育の推進方法をさらに充実させるため、利用のない学校への訪問説明等新たな取り組みについても検討します。	市社協 地区社協 学習センター 学校 企業
* <u>福祉活動体験サポーターの発掘</u>  福祉学習を進める福祉活動体験学習サポーターを発掘します。 サポーター養成にあたっては、小地域ごとの育成も見据えて進めます。	市社協 地区社協

## 第1の柱—(3) たすけあう活動の推進と発信

### 【目標】

- ・ ボランティアの活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。
- ・ ボランティアの育成やボランティアコーディネート機能の強化により、多様な福祉ニーズに対応します。
- ・ 災害時においては、災害ボランティアセンターを関係機関・団体と協働で担える体制づくりを目指します。
- ・ 区民による地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等	
ボランティアセンター機能の充実		
* 各種ボランティア入門・養成 講座の開催とグループ化	<p>多様な福祉ニーズに沿ってボランティアのきっかけづくりや育成をすすめるとともに、今後増えていくプラチナ世代のボランティアがいきいきとできる活動の場を広げます。</p> <p>また、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちが居場所を見つけられるような取り組みや、ボランティア活動者相互のつながりづくりや組織化を進めます。</p> <p>このため、人を育てる・人をつなぐ視点と力量を持つボランティアコーディネーターの育成を進めます。</p>	福祉施設 NPO 学校 医療機関
* 企業等の社会貢献活動の支援	それぞれの企業活動を活かした社会貢献活動ができるよう支援し、その活動を広く社会に情報提供し、企業を卒業しても続けられるボランティアとして活動の波及を図ります。	企業 労働組合
災害ボランティアセンターの体制づくり	市社協主催の各区で開催される災害ボランティアセンターマニュアルに従った定期的なシミュレーションに参加し研鑽し、必要に応じてマニュアルの見直し作業を行います。また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との日常的な連携体制づくりに取り組みます。	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議 <sup>(※1)</sup> 福祉施設
各種ボランティア情報の発信	より多くの区民に福祉情報が届くよう、多様な媒体を取り入れた情報発信を行います。また、ホームページでも情報発信できるよう充実させます。 社協の取り組みや先進的な事例、地域社会全体に関わる取り組みなどの発信に向けて、発表機会を検討します。	ホームページ マスメディア
安芸区ボランティアセンターの機能の強化	安芸区ボランティアセンターの情報収集・提供機能のあり方について検討し、情報化の時代に即した効果的な活用を進めます。	

## 第2の柱 『一人ひとりの暮らしをささえよう』

### うけとめる・つなぐ

急速な高齢化と在宅指向、知的障害者・精神障害者の地域生活への移行などにより、地域で暮らす要介護高齢者や障害者が増えています。

また、深刻な雇用情勢が続く中、離失職等をきっかけにさまざまな生活困難を抱える世帯が増えており、そのような世帯では、健康面への不安や子どもの養育・進学問題など、課題が潜在化かつ複雑化し、地域から孤立する状況も見受けられます。これら生活課題の的確な把握に努め、ニーズに対応した支援をしていく必要があります。

～ここでの『つなぐ』とは、一人ひとりの暮らしをささえるために、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かして「つなぐ」ことを意味しています～

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の概括から)

#### ● 相談機能・個別支援

総合相談や貸付相談などの相談事業を継続し、それぞれの生活課題の解決に努めてきました。しかし、相談に至る背景が複雑化する中、相談者の生活課題に対し、家族全体としての対応や、地域における個別的な生活支援につなげる対応までは十分にできていません。また他機関との連携の中からニーズを把握し、情報を共有するまでには至っていません。

深刻な生活課題を抱える世帯からの相談が増えており、公的支援をベースに社協の地域支援・個別支援を行うため、他機関とのネットワークによる課題解決が必要です。

#### ● 権利擁護

福祉サービス利用援助事業(かけはし)や、市社協では平成23年10月からは成年後見事業(こうけん)<sup>(※1)</sup>を実施し、日常的な金銭管理などで判断能力の不十分な方の生活を支えてきました。利用者が大幅に増加する中、成年後見制度に関わる弁護士会や司法書士会等との連携体制の強化や、生活支援員<sup>(※2)</sup>の人数・スキル両面での充実が課題です。

#### ● 関係機関・団体等とのネットワークづくり

今後はより福祉ニーズの高い世帯や多様な生活課題への対応について、市社協と調査や研究を行い、ネットワークによる課題解決や、他機関・団体等との協働の場の提案と推進が課題です。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取組みを進めます…

- 視点 ■
  - ◆ 生活課題を抱えた人への個別支援体制の取り組みを強化する
  - ◆ 総合相談機能や日常生活支援への取り組みを強化する
  - ◆ 福祉サービス利用援助事業(かけはし)、成年後見事業(こうけん)を通じた支援を継続する
  - ◆ 関係機関・団体等と協働したニーズ把握や課題解決を行う
  - ◆ 個別支援や新たな社会的課題への対応により、新たな仕組みづくりの検討・試行を行う

## 第2の柱—(1) 相談援助機能の強化

### 【目標】

- 総合的な相談支援機能をより強化し、関係者と課題を共有しながら本人の課題解決を個別的に支援します。
- 様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための連携体制をつくります。

活動・事業内容	主な連携機関団体等	
相談窓口の機能強化と広報	さまざまな相談の受け皿としての心配ごと相談や在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談などの機能を強化し、また、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトーチ <sup>(※1)</sup> に努め、ニーズを社協全体でアセスメント(分析・評価)し、総合的に支援できる組織的な連携体制をつくり、広く区民に周知するためには、これまでの広報だけでなく、ホームページの活用、インターネットや各種メディアへの広報に努めます。	区厚生部 民児協 地域包括支援センター等福祉関係団体 地区社協 専門機関
さまざまな生活課題のある人への支援	社協の活動を活かして、本人による課題解決を支援し、地域の関係機関・団体と積極的に連携しながら、ネットワークによる課題解決を進めます。 個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通して、関係機関と連携を図りながら、地域での取り組みにもつなげていける提案をしていきます。	区厚生部 民児協 地域包括支援センター等福祉関係団体 地区社協 専門機関

## 第2の柱—(2) 権利擁護の推進

### 【目標】

- 一人ひとりの尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりを進めます。

活動・事業内容	主な連携機関団体等	
福祉サービス利用援助事業(かけはし)への協力	関係機関や団体、住民向けに事業の啓発活動を行います。また、事業のPRのための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。 区社協での事業展開等について調査・研究を行います。 生活支援員の確保の方法について見直し、人員の確保に努めます。 事業実施にあたっては、地区社協やボランティア・地域関係者との協力体制強化のため総合調整をしていきます。	地域包括支援センター等福祉関係団体 区役所(厚生部等) 地区社協 民児協
成年後見事業(こうけん)への協力	福祉サービス利用援助事業の生活支援員を対象にした市社協主催の研修会に協力し、後見支援員 <sup>(※2)</sup> を養成します。 事業実施にあたっては、成年後見推進団体 <sup>(※3)</sup> との情報交換にも協力し、連携体制を強化していきます。 後見支援員の人員の確保についても、一体となって協力していきます。	市役所(高齢福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課等) 成年後見推進団体

## 第2の柱—(3) 支えあいの輪づくりの支援

### 【目標】

- 当事者やその家族が自らの課題に向き合い、解決していく力を高められるよう支援を行うとともに、当事者が安心して地域で生活できるように、当事者と地域との相互理解・関係構築を目指します。
- 地域の誰もが、自分のペースや生活環境に合わせて社会参加できるよう、地域と協働した行き場づくりや関係づくりを検討し推進します。
- 機関・団体が、その特性を活かしつつ、生活課題解決に向けて協働できるネットワークづくりを進めます。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等
当事者活動の支援	
* 社会参加の促進支援	社会的孤立にある人に、当事者活動やグループについての情報提供等を行い、生きがいや仲間づくりを支援し、社会参加につながる橋渡しを行います。 当事者グループ 作業所 NPO等 地区社協
* 当事者・家族の組織化支援と * 主体的活動の協力支援	当事者や家族の活動や仲間づくり、組織化を側面的に支援し、主体的活動への協力支援を行い、また、地域を巻き込んでの行き場づくりを検討します。 社協で行ってきた既存の行事のあり方について、当事者団体と協議し、方向性や役割を明確にします。 当事者グループ 作業所等 地区社協
関係機関・団体とのネットワークづくりの推進	社協の連絡調整機能を活かし、さまざまな団体との協働の取り組みをすすめます。 子どもの問題や障害者の地域生活、一人暮らし高齢者の生活等、対象者や課題に応じた専門機関や関係機関とのネットワークづくりを行います。 また、これらの課題に対応する会議へ積極的に参画します。 地域包括支援センター 障害者生活支援センター 行政機関 ボランティア活動推進機関 作業所 NPO等

## 第2の柱—(4) 新たな仕組みづくりの推進

### 【目標】

- ・ 地域が抱える問題の調査・研究を通して、新たな課題に対応すべき事業の計画・提案を行います。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等
<u>(新) 新たな社会的課題への対応</u>	
* 子どもの育ちの支援	地域の中で子どもの健全な発達を支援していくため、 <u>食育の問題や子育てサロンや放課後児童の学習支援など、先進地区的事例などを踏まえて地域の実情に応じた取り組みをすすめていきます。</u> 地区社協 保育園 福祉施設 教育機関
* 課題別・テーマ別検討委員会・研修会への参画	多様な生活課題を持つ人への支援として、社協としてどのような取り組みが可能か調査・研究、関係会議・研修へ参画し、その人と地域の実情に応じた支援をしていきます。 区役所 (厚生部等) 福祉施設 教育機関 NPO
* 地域課題情報収集会議の開催	中山間地域や郊外住宅団地の抱える生活問題や交通問題、都市中心部で顕著になってきた高齢者問題の情報収集を行い、区内で先駆的に進められている「中野・中野東地区乗合タクシー」の運営状況の情報共有と推進や、地区社協で取り組める移動支援や日常生活支援についての提案や他機関との連携をすすめます。 地区社協 バス・タクシー会社 生協 区役所 福祉施設

### 新たな社会的課題への対応……

分野を横断して取り組むべき課題や新たな社会的課題に対応していくため、課題別の委員会による調査・研究及び関係者向け研修会を行います。

社会的課題に対応し、地域の特性に応じた先駆的な取組みを支援し、市域での普遍化を目指す取り組みについては事業化を検討します。

## 第3の柱『活動をすすめる体制を強化します』

### あつめる・高める

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の総括から)

#### ● 財源確保

区社協の賛助会員や寄付金、共同募金等の減少等により、社協は厳しい財政状況におかれています。既存事業の継続も危ぶまれており、新たな財源確保策を検討することが急がれます。

#### ● 職員体制

地域課題の情報収集や分析、事業の企画・提案、相談対応等、社協に期待される役割は増大しています。

しかし、相談に応じる総合相談員<sup>(※1)</sup>やボランティアコーディネーターも非正規職員です。

潜在化する生活課題が広がる中、アウトリーチできる体制も不十分で、多様化する福祉課題に対応するための体制づくりが必要です。

#### ● 研修体制

職員の増加が厳しい現状にあるからこそ、職員一人ひとりの知識・技術を高めていく必要があり、時代に即した研修体系とそれに基づく研修の強化が必要です。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取組みを進めます…

■視点■ ◆ 財源の確保や人材育成により、活動の基盤を整える

## 第3の柱－(1) 組織・財政の強化

【目標】

- 財源の使途や活動効果をより一層明確にし、区民への理解が得られやすい新たな財源確保の方法を検討し、推進していきます。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等	
財源の確保		
* 共同募金テーマ募金の情報提供や報告会の開催	従来の共同募金が低迷し、募金額が伸びず、地区での活動費に影響が懸念される昨今、平成22年度より広島県で展開されている共同募金テーマ募金の活用が、地域の活動への新たな財源確保先として見直されています。 今後も、その仕組みや、活用地区の利用状況等を情報共有し、取り組みについて検討していきます。	県・市共募 地区社協
* 区社協賛助会費の活用検討	区社協賛助会費の、有効な活用策を検討します。	地区社協
* まごころ銀行等寄付金募集のPR強化	寄付金や募金の使途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、募集とPRを行います。 寄付者へ、感謝の気持ちが伝わる形を推進します。	
効率的な事務局運営についての検討	区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方について検討します。	

## 第3の柱－(2) 職員体制の整備・強化

【目標】

- 全職員が福祉の専門職としての自覚を持ち、地域の福祉課題解決に向けた支援ができる基本的・専門的知識を高めることを目指します。

活動・事業内容	主な連携機関 団体等	
事務局所員体制の整備	非正規雇用の職員の正規雇用化など要求し、福祉ニーズに的確に対応できる職員体制を整えられるよう努めます。 市社協の調整により、地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー(※1)の位置付けを整理し、導入の検討を行います。 総合相談員やボランティアコーディネーターなどの役割の整理を行い、福祉ニーズに的確に対応できる体制を整えます。 本計画推進のため、職員の業務量を把握し、適正配置に努めます。	市社協 市役所
研修体系の整備	市社協の研修体系の整備により、各種研修に参加し、職員の資質向上・人材育成を行います。	市社協
指定管理施設職員の研修実施	区内には7施設指定管理施設があり、職員が常駐し管理業務に携わっていますが、安芸区社協の職員の一人として、社協事業等、福祉分野の研修を実施し資質向上につなげていきます。	市社協

## 各 章 の 注釈

### <第1章>

3ページ

#### (※1) 災害時要援護者避難支援事業 :

災害時に避難支援が必要な人(要援護者)を事前に把握するとともに、一人ひとりについて、連絡体制、避難場所、避難方法などを整理した「避難支援プラン」を作成し、災害時に地域で助け合いながら要援護者の避難を支援するもの。

近隣の人等が避難支援者になって、災害時に要援護者の避難誘導などの支援を行う。

#### (※2) 近隣ミニネットワークづくり :

高齢者や障害者、児童等で社会的・地域的な援助を必要としている人たちへの見守りと具体的な支援活動と関係機関・団体によるネットワークづくりを行う『小地域における見守り・支え合い活動』。

#### (※3) 新・福祉のまちづくり総合推進事業 :

昭和62年度に「福祉のまちづくり事業」として、広島市社協が提唱。以後、事業内容の充実と実施事業の見直しを図りながら 要綱の改正を行なってきた。平成20年度からは「新・福祉のまちづくり総合推進事業」としての3事業の総合的展開に加え、「地区社協活動拠点整備事業」、「福祉のまちづくりプラン策定事業」に推進していくことを目指している。平成25年度以降は3事業をより一層連動させて推進していくこととしている。

#### (※4) ふれあい・いきいきサロン :

高齢者や障害者、児童等要援護者の地域参加・ふれあいを高める活動として、地区社協域や町内会・自治会域でのサロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う『地域住民のふれあいの場づくり』。

#### (※5) 地区ボランティアバンク :

高齢者や障害者、児童等要援護者への支援・交流活動を推進するため、福祉意識の啓発、住民ニーズの把握と活動場面の開拓、並びに担い手の発掘・養成・登録・活動調整等を行う『地域住民の参加・支え合い活動』。

5ページ

#### (※1) 福祉サービス利用援助事業（かけはし） :

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人とサービス提供の契約を結び、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳等の預かりや相談を行う事業。広島県下の社会福祉協議会では、「かけはし」の愛称を使っている。

6ページ

#### (※1) やさしさ発見プログラム事業 :

「体験！発見！！ほっとけん！！！やさしさ発見プログラム事業」。さまざまな人が福祉を学び、体験・共感する機会を創ること、福祉やボランティアの情報やニーズを市民に広め、行動を喚起する取り組みの一つ。学校・地域・企業・団体等を対象として福祉活動体験学習で、福祉活動体験学習サポーター（講師・学習協力者）の協力を得て実施する。

## <第2章>

12ページ

### (※1) 稼働世帯 :

職業に就き、収入を得ることのできる稼ぎ手のいる世帯。

### (※2) 相対的貧困率 :

国民の所得格差を表す指標で年収が全国民の年収の中央値の半分（貧困線）に満たない国民の割合。

### (※3) 子どもの貧困率 :

貧困線より下にいる17歳以下の子どもの割合。

## <第3章>

19ページ

### (※1) 民生委員児童委員協議会 :

略称「民児協」。民生委員<sup>(※)</sup>は、区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織することになっており、広島市では99区域の地区民児協、8区の区民児協、市域の市民児協があり、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行する上で必要な事項を処理している。

**※民生委員**：社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々。

## <第4章>

### 第1の柱

26ページ

### (※1) 総合指定方式 :

小・中・高等学校の福祉教育推進校と合わせて地域（地区社協）や福祉施設を指定するもの。指定期間は3年間で、「次世代を担う子どもたちに福祉の心を」をスローガンに、“地域に根ざす福祉教育”を目指し、各区社協との協働事業として取り組んだ。平成元年から平成18年度までに、市域で小学校77、中学校30、高等学校17、地区社協92、福祉施設30を指定した。

29ページ

### (※1) 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議 :

災害時において、個人・団体等によりボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協、民児協、NPOセンター、行政機関等の団体が連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る組織で、23の構成団体からなる。

## 第2の柱

30ページ

### (※1) 成年後見事業（こうけん）：

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理やサービスの契約などの身上監護を支援する制度。家庭裁判所の選任した後見人等（個人）が支援にあたるが、法人団体が後見を行う場合もある。

広島市社協では、平成23年度から法人としての成年後見事業に着手、福祉サービス利用援助事業の利用者であった方で、被成年後見となられた方を対象に、後見人を受任し、支援を行う。この事業の愛称を「こうけん」としている。

### (※2) 生活支援員：

福祉サービス利用援助事業の実施にあたり、契約・支援計画に基づき利用者を定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れを支援する。区社協会長の推薦により市社協会長が委嘱する。

31ページ

### (※1) アウトリーチ：

利用者の来訪をまつのではなく、専門職が積極的に地域に出向き、ニーズの掘り起こし（ケース発見）や情報提供、サービス提供、地域づくりを実施する支援の方法。

### (※2) 後見支援員：

「かけはし」から「こうけん」へ移行した利用者の支援に対して、後見人である市社協から利用者（被後見人）を訪問し、財産管理や身上監護の支援を行う。

生活支援員の中から研修等により養成し、市社協の推薦により選定する方式を検討している。

### (※3) 成年後見推進団体：

広島弁護士会（高齢者・障害者等の権利に関する委員会）・広島司法書士会（成年後見センター・リーガルサポート広島支部）・（社）広島県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあひろしま）・中国税理士会、広島公証人会、（一社）コスモス成年後見サポートセンター広島県支部、（社福）広島県社会福祉協議会、（社福）広島市社会福祉協議会

## 第3の柱

36ページ

### (※1) コミュニティソーシャルワーカー：

地域の課題やニーズを見出し、受け止め、関係者と課題を共有し、生活支援を基本に地域の資源（情報・人・場所等）をつないでいくネットワークの中心的役割を担う人材。

34ページ

### (※1) 総合相談員：

市社協による「心配ごと相談所事業」、「在宅訪問相談援助事業」を一体化し、ニーズの把握を通じた適切な支援活動や福祉サービス利用援助事業の専門員の補助的活動を担うことを目的に配置された専門の職員。

# 資料編

## 統 計 資 料

### 広島市・区の将来人口推計(3区分)

(広島市)

広島市	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721
総人口指数	100.0	100.4	99.9	98.5	96.3	93.6	90.2
0~14歳	14.8	14.0	12.8	11.5	10.6	10.2	10.0
15~64歳	68.2	65.6	62.5	61.4	60.9	59.8	57.8
65歳以上	17.0	20.4	24.7	27.1	28.5	30.0	32.2
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.4	11.1	13.6	17.0	18.4	19.0

(広島市8区)

中区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	127,763	125,663	122,844	119,211	114,824	109,700	103,832
総人口指数	100.0	98.4	96.1	93.3	89.9	85.9	81.3
年少人口割合(%)	10.6	9.9	9.2	8.2	7.5	7.2	6.9
生産年齢人口割合(%)	70.0	67.9	64.7	63.5	62.7	61.4	59.2
老年人口割合(%)	19.4	22.1	26.1	28.3	29.8	31.4	33.9
75歳以上人口割合(%)	9.2	11.0	12.5	14.5	17.6	19.2	20.0

東区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	121,222	118,453	115,010	110,572	105,462	99,900	93,862
総人口指数	100.0	97.7	94.9	91.2	87.0	82.4	77.4
年少人口割合(%)	15.4	14.1	12.5	11.1	10.1	9.7	9.5
生産年齢人口割合(%)	66.8	64.1	61.1	59.6	58.5	56.5	54.2
老年人口割合(%)	17.8	21.8	26.4	29.3	31.4	33.8	36.3
75歳以上人口割合(%)	8.0	10.2	12.4	15.3	19.0	20.8	22.0

南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	137,874	138,545	137,846	136,045	133,316	129,795	125,416
総人口指数	100.0	100.5	100.0	98.7	96.7	94.1	91.0
年少人口割合(%)	13.5	12.8	11.7	10.6	9.8	9.4	9.2
生産年齢人口割合(%)	68.1	66.3	63.9	63.5	63.2	62.1	60.1
老年人口割合(%)	18.4	20.9	24.3	25.9	27.0	28.4	30.7
75歳以上人口割合(%)	8.5	10.1	11.4	13.2	15.8	16.8	17.3

西区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	184,795	187,684	188,287	187,263	184,857	181,240	176,320
総人口指数	100.0	101.6	101.9	101.3	100.0	98.1	95.4
年少人口割合(%)	14.8	14.4	13.3	11.9	11.0	10.5	10.2
生産年齢人口割合(%)	69.0	66.8	64.2	63.4	62.9	61.5	59.3
老年人口割合(%)	16.2	18.8	22.5	24.7	26.2	28.1	30.6
75歳以上人口割合(%)	7.3	8.9	10.3	12.2	15.0	16.5	17.2

安佐南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	219,343	230,521	238,095	243,519	246,894	248,602	248,911
総人口指数	100.0	105.1	108.5	111.0	112.6	113.3	113.5
年少人口割合(%)	17.4	17.4	16.2	14.7	13.7	13.2	13.0
生産年齢人口割合(%)	68.5	65.5	63.2	63.3	63.7	63.2	61.2
老年人口割合(%)	14.2	17.1	20.6	22.0	22.7	23.6	25.9
75歳以上人口割合(%)	5.9	7.2	8.9	11.1	13.6	14.2	14.2

安佐北区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	152,716	148,402	143,348	137,038	129,596	121,224	112,069
総人口指数	100.0	97.2	93.9	89.7	84.9	79.4	73.4
年少人口割合(%)	14.5	12.9	11.1	9.8	9.0	8.6	8.4
生産年齢人口割合(%)	66.8	63.2	58.4	55.6	54.0	52.9	51.6
老年人口割合(%)	18.7	24.0	30.5	34.7	37.0	38.5	40.1
75歳以上人口割合(%)	8.3	10.5	13.0	17.0	22.4	25.2	26.0

安芸区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	76,656	77,175	76,902	75,852	74,159	72,014	69,522
総人口指数	100.0	100.7	100.3	99.0	96.7	93.9	90.7
年少人口割合(%)	15.7	14.8	13.3	12.0	11.1	10.7	10.6
生産年齢人口割合(%)	67.2	64.5	61.6	61.2	61.2	60.1	58.0
老年人口割合(%)	17.1	20.8	25.0	26.9	27.7	29.1	31.4
75歳以上人口割合(%)	7.2	9.0	11.2	14.0	17.1	18.1	18.1

佐伯区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	134,022	132,800	130,692	127,431	123,115	117,894	111,791
総人口指数	100.0	99.1	97.5	95.1	91.9	88.0	83.4
年少人口割合(%)	15.1	13.6	12.1	10.6	9.6	9.2	8.8
生産年齢人口割合(%)	68.4	65.7	61.6	59.0	57.1	55.2	53.5
老年人口割合(%)	16.5	20.8	26.4	30.5	33.3	35.6	37.7
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.6	11.7	15.1	19.6	22.7	24.3

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計)  
市町村別男女5歳階級別データ

## 広島市町内会・自治会加入率

広島市	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	70.8%	69.2%	68.0%	66.9%	66.4%	65.6%	64.9%	64.0%
全世帯数	499,266	506,431	511,898	517,860	522,710	526,552	530,750	534,915
加入世帯数	353,595	350,609	348,166	346,525	347,221	345,200	344,259	342,201

中区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	62.8%	62.0%	61.6%	59.3%	59.5%	57.7%	57.5%	56.5%
全世帯数	67,002	67,863	68,525	69,077	69,654	70,078	70,429	70,719
加入世帯数	42,072	42,050	42,194	40,985	41,473	40,432	40,486	39,935

東区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	71.1%	70.5%	69.5%	68.7%	67.8%	66.4%	65.9%	65.8%
全世帯数	52,210	52,445	52,628	53,044	53,421	53,875	54,272	54,797
加入世帯数	37,122	36,967	36,584	36,440	36,238	35,786	35,747	36,045

南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	69.3%	67.3%	65.4%	64.8%	64.8%	64.4%	63.8%	63.0%
全世帯数	64,558	65,538	66,084	66,429	66,526	66,683	66,987	67,420
加入世帯数	44,729	44,097	43,231	43,042	43,125	42,920	42,762	42,442

西区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	77.0%	74.5%	73.5%	72.6%	71.7%	71.0%	69.7%	67.9%
全世帯数	83,867	85,026	85,879	86,664	87,314	87,811	88,695	89,262
加入世帯数	64,556	63,362	63,129	62,896	62,590	62,370	61,811	60,640

安佐南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	61.2%	60.1%	59.2%	58.2%	57.7%	57.1%	56.6%	55.9%
全世帯数	87,134	88,940	90,415	92,239	93,976	95,215	96,353	97,516
加入世帯数	53,311	53,464	53,554	53,653	54,213	54,353	54,508	54,516

安佐北区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	78.9%	78.4%	76.6%	75.8%	75.2%	74.6%	74.0%	73.4%
全世帯数	61,040	61,490	61,838	62,557	63,047	63,467	63,894	64,312
加入世帯数	48,159	48,190	47,377	47,425	47,420	47,370	47,284	47,179

安芸区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.1%	74.4%	71.9%	71.1%	70.8%	70.3%	69.4%	69.0%
全世帯数	30,765	31,527	32,217	32,879	33,150	33,338	33,601	33,857
加入世帯数	23,410	23,470	23,160	23,368	23,473	23,420	23,326	23,374

佐伯区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.4%	72.8%	71.7%	70.4%	69.6%	68.7%	67.8%	66.8%
全世帯数	52,690	53,602	54,312	54,971	55,622	56,085	56,519	57,032
加入世帯数	40,236	39,009	38,937	38,716	38,689	38,549	38,335	38,070

※ 加入率(各年7月1日現在)

※ 平成17年度の東区及び安佐北区については、平成18年3月1日現在の数値。

※ 平成18年度は平成18年9月1日現在(安佐北区については、12月1日現在)の数値。

## 安芸区社会福祉協議会

### 地域福祉活動第6次5か年計画策定委員会設置運営要綱

#### (名称)

第1条 この会は、安芸区社会福祉協議会地域福祉活動第6次5か年計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という）と称する。

#### (目的及び設置)

第2条 計画策定委員会は、「安芸区社会福祉協議会地域福祉活動第5次5か年計画」に続く平成25年度から平成29年度までの「安芸区社会福祉協議会地域福祉活動第6次5か年計画」について検討を行うことを目的に設置する。

#### (構成等)

第3条 計画策定委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから安芸区社会福祉協議会会长（以下「区社協会長」という）が委嘱する。

(1)地区(学区・町)社会福祉協議会の役員

(2)各種関係団体の役員

(3)学識経験者

3 委員長は必要があるときは、委員会に行政関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

#### (役員)

第4条 計画策定委員会に委員の互選により次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 2名

#### (任期)

第5条 計画策定委員会の委員の任期は5年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、その都度選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 会議は委員長が召集し、委員長が議長となって運営する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区社協会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

安芸区社会福祉協議会地域福祉活動第6次5か年計画策定委員会名簿

No.	職名	氏名	所属
1	委員長	中島 幸子	安芸区社協会長・畠賀地区社協会長
2	副委員長	上松 敏郎	安芸区社協副会長・船越地区社協会長
3	副委員長	小田井 登	安芸区社協副会長・中野東学区社協会長
4	委員	森重宏子	安芸区社協副会長・区民児協会長
5	委員	後藤忠啓	中野地区社協会長
6	委員	宇都宮 幸枝	矢野町社協会長
7	委員	金月節男	瀬野学区社協会長
8	委員	山口景昭	矢野南学区社協会長
9	委員	松田康憲	阿戸地区社協会長
10	委員	藤井武	瀬野川ホーム 施設長
11	委員	遊川和良	森の工房 AMA 施設長
12	委員	下岡信明	区心身障害児者父母の会会长
13	委員	西井康子	区連合女性会会长
14	委員	真藤和夫	区老人クラブ連合会会长
15	委員	大石百合子	区母子寡婦福祉社会会会长
16	委員	西村千賀子	ボランティア代表

1	指導者	山田知子	比治山大学 現代文化学部准教授
2	指導者	水谷正幸	安芸区市民部地域おこし推進課 課長補佐
3	指導者	山本祥史	安芸区厚生部生活課 課長補佐
4	指導者	竹野内啓佑	安芸区市民部地域おこし推進課 技師

1	事務局	湯浅正史	安芸区社協 事務局長
2	事務局	高橋浩二	安芸区社協 主任
3	事務局	信井祐子	安芸区社協 主事

※敬称略

安芸区社協地域福祉活動第6次5か年計画策定の経緯（会議開催状況）

会議名	実施日	議題（内容）
第1回策定委員会	平成24年 6月12日（火）	1. 正副委員長の互選 2. 計画策定の概要 3. 第5次5か年計画の進捗状況及び問題点 4. 策定委員からの活動及び課題報告
地区 社協訪問	畠賀地区社協	10月19日（金）
	瀬野学区社協	10月24日（水）
	中野地区社協	10月26日（金）
	阿戸地区社協	10月29日（月）
	中野東学区社協	11月2日（金）
	船越地区社協	11月5日（月）
	矢野町社協	11月8日（木）
	矢野南学区社協	11月12日（金）
第2回策定委員会	平成25年 3月13日（水）	1. 第6次5か年計画（素案）について 2. これからの予定について
第5回正副会長会議	3月18日（月）	1. 第6次5か年計画（案）について
第4回理事会	3月21日（木）	1. 第6次5か年計画（案）について
第3回評議員会	3月22日（金）	1. 第6次5か年計画（案）について